

## 2019 年度基本計画の概要（案）

## 1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて（法第 19 条第 2 項第 1 号）

- 立法当時の議論および基本方針を踏まえ、2019 年度休眠預金等交付金の額は 40 億円以下とする。

## 2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標について（法第 19 条第 2 項第 1 号）

- 基本方針「第 1 2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標」において定めた、「社会の諸課題の解決」、「社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築」に必要な制度運用の基盤を整え、具体的事例の創出を目指すこととする。

## 3. 民間公益活動促進業務について（法第 19 条第 2 項第 2 号）

- 指定活用団体は、2019 年度に制度が本格的にスタートすることを踏まえ、基本方針「第 3 1. 指定活用団体の業務」の「(1) 基本的業務<sup>1</sup>」の基礎を適切に構築すべく取り組む。「(2) 業務の充実に向けて期待される業務<sup>2</sup>」についても、具体的な検討を進め、可能なものから着手することとする。
- 指定活用団体は、本年秋には資金分配団体に対する助成等関係業務を開始できるよう取組を進めることとする。
- 2019 年度において本制度の下で指定活用団体が行う資金提供は、資金分配団体への助成のみとする。

## 4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定に係る基準及び手続について（法第 19 条第 2 項第 3 号）

- 指定活用団体は、資金分配団体の選定に係る基準及び手続を具体的に定めることとする。
- 「事業の特性に応じた民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件にした支援実施等」の休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みが組み込まれていること等に十分留意して対応することとする。

## 5. 成果に係る評価の基準及び公表について（法第 19 条第 2 項第 4 号）

- 指定活用団体は、成果に係る評価の方針を評価指針として定めることとする。

## 6. その他

- 指定活用団体は、指定の条件として付された事項に関して適確に対応するものとする。
- 指定の日以降、平成 31 年 3 月 31 日までの間に本制度の運用開始に向けて行う準備行為に関し、その費用のうち合理的と認められる額について、休眠預金等交付金で措置するための計上の方法につき現在調整中。

<sup>1</sup> 「(1) 基本的業務」は、①資金分配団体の選定等、②資金分配団体に対する助成等、③資金分配団体に対する監督等、④休眠預金等交付金の受入れ、⑤民間公益活動の促進に関する調査及び研究、⑥民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動、⑦適切な評価の実施。

<sup>2</sup> 「(2) 業務の充実に向けて期待される業務」は、①関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備、②成果評価実施支援、③研修、④国際交流。